

○ 生産基盤強化対策 事業内容

(令和4年3月22日更新)

【基金事業①農業用ハウスの再整備・改修】

- (生事-1) 対象となる農業用ハウスの種類いかん。
- (生事-2) 耐用年数を経過した農業用ハウスも対象になるのか。
- (生事-3) 農業用ハウスの再整備とは何か。(修正)
- (生事-4) 農業用ハウスの再整備・改修の支援内容いかん。
- (生事-5) 再整備・改修によってハウス規模を拡大することは可能か。また、既存ハウスを再整備・改修するに当たって機能向上は可能か。
- (生事-6) 再整備・改修に当たってどのような内部設備を導入できるのか。トマトの農業用ハウスを改修してイチゴの高設栽培を行う場合、高設ベッド等も対象になるのか。
- (生事-7) 水稻の育苗用ハウスは対象になるか。
- (生事-8) 継承するハウスと併せて、継承の受け手側が元々所有している施設も一体的に再整備・改修することは可能か。

【基金事業②果樹園・茶園等の再整備・改修】

- (生事-9) 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に伴う、果樹等の改植等に係る経費も補助対象となるか。
- (生事-10) 果樹等の改植等とはどのような取組を指すのか。
- (生事-11) 果樹の同一品種改植を行う際の技術的要件いかん。
- (生事-12) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。
- (生事-13) 樹体支持設備や被害防止設備等とはどのようなものを指すのか。(修正)
- (生事-14) 樹園地における「再整備・改修」の支援内容いかん。(修正)
- (生事-15) 樹体支持設備や被害防止設備等の再整備・改修をする際に、その規模を拡大することは可能か。また、樹体支持設備や被害防止設備等を再整備・改修するに当たって機能向上は可能か。(修正)
- (生事-16) 樹体等を継承する樹園地と併せて、継承の受け手側が元から所有している樹園地も一体的に再整備・改修することは可能か。
- (生事-17) 継承に伴う樹園地の再整備・改修を実施するに当たり果樹の品目転換を行う場合等であって、再整備・改修後に不要となる樹体支持設備や被害防止設備等の撤去に要する経費を支援対象とすることは可能か。(追加)
- (生事-18) 継承に伴う樹園地の再整備・改修を実施するに当たり果樹の品目転換を行う場合等であって、再整備・改修前にはなかった樹体支持設備や被害防止設備等を新たに設置することは可能か。(追加)

【基金事業③農業機械の再整備・改良】

- (生事-19) 農業機械の再整備・改良は、土地利用型作物も対象となるのか。
- (生事-20) 収益性向上対策と生産基盤強化対策での機械の導入の違いは。
- (生事-21) 機械の単純更新(買い換え)は可能か。
- (生事-22) 農業機械の改良に要する経費とはどのようなものか。(修正)
- (生事-23) 担い手や農作業受託組織が再整備・改良を実施する場合、既存の作業面積と継承予

定の面積が異なるが、補助対象となるのか。(追加)

(生事-24) 継承元が本事業により再整備・改良を実施した機械を、継承者へ譲渡する場合、その譲渡額はどのように算出すればよいか。(追加)

(生事-25) 継承元が再整備・改良を実施する場合、継承元の機械をいつまでに譲渡すればよいか。(追加)

(生事-26) 継承元から譲渡を受ける既存機械が耐用年数を経過していない場合、再整備を行うことはできないのか。(追加)

(生事-27) 継承元から既存機械の譲渡を受ける際に、既存機械の処分益が発生する場合、どのように取り扱えばよいか。(追加)

(生事-28) 農業機械の再整備・改良のいずれを実施するかについて、取組主体が任意に選択することができるのか。(追加)

【基金事業④生産装置の継承・強化に向けた取組】

(生事-29) 継承・強化に向けた取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(生事-30) 継承・強化に向けた取組の事業範囲は。県域全体での取組は可能か。

(生事-31) 事業費の上限はあるのか。

(生事-32) 実施要領別記3の別紙8のIの4の(3)助成対象経費の「円滑な継承のための生産装置の維持・管理」について、農業協同組合等の受け皿組織が継承したハウス・樹体等から収穫物が得られる場合、どのようにすればよいのか。

【基金事業⑤生産技術の継承・普及に向けた取組】

(生事-33) 生産技術の継承・普及の取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(生事-34) 研修施設の整備は対象か。

(生事-35) 研修対象者の年齢要件はあるのか。例えばシニア世代でも可か。

【基金事業①農業用ハウスの再整備・改修】

(生事－1) 対象となる農業用ハウスの種類いかな。

(答)

- 1 対象となる農業用ハウスは、既存のハウスであれば鉄骨、パイプハウスの別や被覆資材の別を問わない。
【鉄骨：低コスト耐候性ハウスの要件に合致しなければ鉄骨でも対象となり得る。】
- 2 なお、都道府県実施方針に助成対象とする規格・形式等を定めることも可能。

(生事－2) 耐用年数を経過した農業用ハウスも対象になるのか。

(答)

- 1 改修する農業用ハウスの残存耐用年数について特段の要件は設けないが、改修後、長期にわたって効用が発揮されるよう留意する。
- 2 再整備は、原則耐用年数を経過しているものに限る。
- 3 耐用年数を経過しておらず、かつ、別の補助事業で整備した農業用ハウスについて再整備・改修する場合には、整備した補助事業上の手続（補助金返還を含めた財産の処分等の承認手続）が必要となる。

(生事－3) 農業用ハウスの再整備とは何か。（修正）

(答)

農業用ハウスの建て直しを指す。なお、パイプハウス^注を建て直す場合については基金事業、低コスト耐候性ハウスを建て直す場合については整備事業で支援する。

(注) 対象のパイプハウスは収益性向上対策に準じて、都道府県事業実施方針に定めるところとする。

(生事－4) 農業用ハウスの再整備・改修の支援内容いかな。

(答)

後継者不在のハウスを新規就農者や担い手（農協等の受け皿組織を含む。）に継承するため、又は営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

① ハウスの再整備・改修

(ア) 既存のハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加の購入に要する経費

(イ) パイプハウスの再整備（建て直し）に必要な資材の購入に要する経費^注

(ウ) (ア)と(イ)の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る）

(エ) (ア) と (イ) の取組を行う場合のパイプハウスの解体、撤去及び移設に要する経費
(自力施工が困難な場合に限る)

② 養液栽培装置、複合環境制御装置等の内部設備の導入及びリース導入

(注) 低コスト耐候性ハウスへの再整備 (建て直し) については整備事業で対応

(生事-5) 再整備・改修によってハウス規模を拡大することは可能か。また、既存ハウスを再整備・改修するに当たって機能向上は可能か

(答)

- 1 ハウスの再整備・改修に対する助成は、既存ハウスと概ね同等のハウス面積の確保に必要なものに限ることとしている。
(例えば、10a×2棟あるものを20a×1棟とすることは可。)
- 2 再整備・改修するハウスの強度や作業性については、事業実施地区の気候や品目を勘案して、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できることとしており、機能向上を図ることも可。

(生事-6) 再整備・改修に当たってどのような内部設備を導入できるのか。トマトの農業用ハウスを改修してイチゴの高設栽培を行う場合、高設ベッド等も対象になるのか。

(答)

- 1 ハウスの内部設備については、再整備・改修後に作付けする品目等を勘案し、円滑に継承する上で必要なものを整備できることとしている。
- 2 トマトのハウスをイチゴの高設栽培のハウスに改修する場合は、例えば、養液栽培装置、立体栽培装置等の機械設備を導入又はリース導入することが可能。

(生事-7) 水稻の育苗用ハウスは対象になるか。

(答)

対象は園芸作物のような通年利用する農業用ハウスに限っており、水稻の育苗用に用いるような栽培の一部期間のみ利用するハウスは対象外。

(生事-8) 継承するハウスと併せて、継承の受け手側が元々所有している施設も一体的に再整備・改修することは可能か。

(答)

支援対象は、継承する既存の農業用ハウス、又は、既に継承され、これから本格的な営農を開始する農業用ハウスに限る。これら以外の、継承しない農業用ハウスや継承の受け手側が元々所有している施設は対象外。

【基金事業②果樹園・茶園等の再整備・改修】

(生事－9) 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に伴う、果樹等の改植等に係る経費も補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。

(生事－10) 果樹等の改植等とはどのような取組を指すのか。

(答)

果樹や茶の改植、茶の有機栽培への転換など、実施要領別記3の別紙8の別表4－1に掲げる取組を指す。

(生事－11) 果樹の同一品種改植を行う際の技術的要件いかな。

(答)

- すでに改植を行う園地で導入されている又は年度内に導入する次のような技術を想定している。
 - ① 収量向上のほか、外観向上が期待される、病気に強い台木を使用する等の「苗木の変更」
 - ② 適切な防除が可能となるほか、日当たりも良くなり、着色や糖度の向上が期待される、防除機械が進入可能な植栽間隔とする等の「栽培方法の変更」
 - ③ 土層改良や排水性改善、根張りを良くすることにより、収量向上のほか、糖度向上等が期待される、天地返しや土壌改良資材の施用等の「栽培環境の改善」
 - ④ ①から③までの技術と同等の効果が見込まれる技術
- なお、1のいずれの技術であっても、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の目標達成につながる必要があるとともに、取組主体の事業計画に当該技術について記載することが必要となる。
- また、これらの技術が導入される（ている）ことを示すことができるよう、写真や伝票等を用意しておく必要がある。

(生事－12) 果樹の改植の対象となる品種の選定はどのように行うのか。

(答)

- 都道府県において、要領に定める要件（留意事項）を満たす品種の中から、改植の対象としようとする品種を選定して、都道府県事業実施方針に記載し、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）において、同方針に記載された品種の中から選定して記載することになる。
- 対象品種の要件である、競争力のある品種については、次のいずれかに当てはまる場合に

該当することとなる。

- ① 現在、当該都道府県から輸出が行われている品種（品種名を示して輸出先で販売されているかは問わず、規格外品、無選別品が輸出されている場合を除く。）
- ② 当該都道府県で育成又は普及した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、品種名を示すなどしてブランド化がなされている品種
- ③ 当該品種の栽培面積について、全国シェアが一定割合以上（全国の栽培面積のおおむね5%以上）あり、かつ、当該都道府県において一定割合以上（当該品目全体の栽培面積のおおむね1割以上）を占める主要品種
- ④ ①から③までの品種と同等の競争力があると見込まれる品種

3 なお、対象品種の選定に当たっては、目標期間（10年後）後に成果目標が達成できると見込まれる品種であるかについても十分検討することが重要である。

（生事－13）樹体支持設備や被害防止設備等とはどのようなものを指すのか。（修正）

（答）

- 1 樹体支持設備は果樹棚や支柱、被害防止設備等は防風ネット、モノレールのレール等を指す。
- 2 なお、モノレール本体（動力車及び荷物台車）については「農業機械の再整備・改良の取組」により対応する。

（生事－14）樹園地における「再整備・改修」の支援内容いかん。（修正）

（答）

後継者不在の樹園地において樹体等を担い手（農協等の受け皿組織を含む。）に継承するため、又は営農を円滑に開始するために必要となる以下の経費を支援する。

- ① 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良に要する資材費及び役務費
- ② 果樹等の改植等に要する経費
- ③ 樹体支持設備や被害防止設備等の導入、再整備又は改修に必要な資材の購入に要する経費
- ④ ③の取組を行う場合の施工に要する経費（自力施工が困難な場合に限る。）
- ⑤ 既存樹園地の設備の解体、撤去及び移設に要する経費（自力施工が困難な場合に限る）

（生事－15）樹体支持設備や被害防止設備等の再整備・改修をする際に、その規模を拡大することは可能か。また、樹体支持設備や被害防止設備等を再整備・改修するに当たって機能向上は可能か。（修正）

（答）

- 1 再整備・改修する樹園地内において樹体支持設備や被害防止設備等を再整備・改修する際にその規模を拡大することは可能である。

- 2 再整備・改修する樹体支持設備や被害防止設備等の機能性については、事業実施地区の気候や品目等を勘案して、円滑に継承する上で必要な程度のものを整備できることとしており、機能向上を図ることも可。

(生事-16) 樹体等を継承する樹園地と併せて、継承の受け手側が元から所有している樹園地も一体的に再整備・改修することは可能か。

(答)

支援対象は、樹体等を継承する既存の樹園地、又は、継承後に本格的な営農を開始していない樹園地に限る。これら以外の、樹体等を継承しない樹園地や、継承の受け手側が元々所有している樹園地は対象外。

(生事-17) 継承に伴う樹園地の再整備・改修を実施するに当たり果樹の品目転換を行う場合等であって、再整備・改修後に不要となる樹体支持設備や被害防止設備等の撤去に要する経費を支援対象とすることは可能か。(追加)

(答)

後継者不在の樹園地において樹体等を担い手に継承するため、又は営農を円滑に開始するために、樹体支持設備や被害防止設備等の撤去が必要と判断される場合は支援対象とすることができる。ただし、自力施工が困難な場合に限る。

(生事-18) 継承に伴う樹園地の再整備・改修を実施するに当たり果樹の品目転換を行う場合等であって、再整備・改修前にはなかった樹体支持設備や被害防止設備等を新たに設置することは可能か。(追加)

(答)

後継者不在の樹園地において樹体等を担い手に継承するため、又は営農を円滑に開始するために、樹体支持設備や被害防止設備等が必要と判断される場合は新たに設置することができる。この場合、樹体支持設備や被害防止設備等の資材の購入に要する経費及び、施工に要する経費(自力施工が困難な場合に限る。)を支援対象とすることができる。

【基金事業③農業機械の再整備・改良】

(生事-19) 農業機械の再整備・改良は、土地利用型作物も対象となるのか。

(答)

園芸作物を始め、土地利用型作物や工芸作物なども対象としている。

(生事-20) 収益性向上対策と生産基盤強化対策での機械の導入の違いは。

(答)

- 1 導入可能な機械の種類は同様であるが、導入目的が異なる。
- 2 具体的には、

- ① 収益性向上対策は、産地として、作付面積の拡大や販売額の増加などの産地における収益力の向上に必要な農業機械の導入等を支援するものである。
- ② 生産基盤強化対策は、次世代への円滑な継承を図りつつ生産基盤の維持に必要な農業機械の導入等を支援するものである。

(生事-21) 機械の単純更新（買い換え）は可能か。

(答)

一般的に、継承者の所有する既存機械の単純な買い換えは、後継者不在の農地等における生産機能を継承するために必要となる機械に当たるとは考えにくいことから、補助対象外としている。

(生事-22) 農業機械の改良に要する経費とはどのようなものか。（修正）

(答)

- 1 作業受託等により後継者不在の農地等における生産機能を継承するために必要となる農業機械の作業性や安全性等を向上させるための資材費や機械メーカーへの役務費を想定している。（自動操舵システムや安全フレーム等の取り付けなど）
- 2 なお、故障などの修繕費は対象としていない。

(生事-23) 担い手や農作業受託組織が再整備・改良を実施する場合、既存の作業面積と継承予定の面積が異なるが、補助対象となるのか。（追加）

(答)

再整備・改良を実施する機械は継承予定の作業に必要な能力のものに限るため、再整備・改良にて補助対象となる額は、「継承予定の作業面積 ÷ (既存の作業面積 + 継承予定の作業面積)」で按分した額とする。

(生事-24) 継承元が本事業により再整備・改良を実施した機械を、継承者へ譲渡する場合、その譲渡額はどのように算出すればよいか。（追加）

(答)

本事業により再整備・改良を実施した機械を継承者に継承する場合、その譲渡額は「当該農業機械の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額 - 助成額」により算出するものとする。

(生事-25) 継承元が再整備・改良を実施する場合、継承元の機械をいつまでに譲渡すればよいか。（追加）

(答)

原則として、5年以内に継承者に譲渡を行う計画となっていることが必要。また、継承元

が再整備・改良を実施した機械を継承者へ譲渡しなかった場合、原則、国庫補助金の返還が必要となる。

(生事-26) 継承元から譲渡を受ける既存機械が耐用年数を経過していない場合、再整備を行うことはできないのか。(追加)

(答)

既存機械を処分し新たに購入する場合、既存機械の耐用年数の経過は問わない。ただし、継承元から譲渡された既存機械を処分する場合は、既存機械の処分益を補助対象経費から控除する必要がある。

(生事-27) 継承元から既存機械の譲渡を受ける際に、既存機械の処分益が発生する場合、どのように取り扱えばよいか。(追加)

(答)

既存機械の処分益について、補助対象経費から控除する必要がある。

(生事-28) 農業機械の再整備・改良のいずれを実施するかについて、取組主体が任意に選択することができるのか。(追加)

(答)

農業機械の再整備は、既存機械(継承元の継承予定の機械、継承元から譲渡された機械、又は担い手若しくは農作業受託組織が所有する既存機械)を改良しても、継承予定面積の作業に必要な能力が不足する場合に限り可能とする。

【基金事業④生産装置の継承・強化に向けた取組】

(生事-29) 継承・強化に向けた取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(答)

助成対象は以下のとおり。

①産地における継承・強化体制の構築

推進会議の開催、農業用ハウスや樹園地等の再整備・改修の検討等に係る経費

②生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング

農業機械等の生産装置に係る継承ニーズの調査・分析、空きハウス、園地リストの整備、新規就農者や担い手への広報用資料作成、セミナー開催、継承のあっせん手続

③生産装置の維持管理

再整備・改良したハウスや樹園地等を農協等の受け皿組織が継承後、新規就農者や担い手に貸付を行うまでの間、良好な状態で維持管理するための経費

(生事-30) 継承・強化に向けた取組の事業範囲は。県域全体での取組は可能か。

(答)

地域協議会等の範囲に限らず、県域での取組も可能。

(生事-31) 事業費の上限はあるのか。

(答)

事業費の上限は定めていない。

(生事-32) 実施要領別記3の別紙8のIの4の(3)助成対象経費の「ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理」について、農業協同組合等の受け皿組織が継承したハウス・樹体等から収穫物が得られる場合、どのようにすればよいのか。

(答)

収穫物を販売する場合、「実施要領別記3の別紙8のIの4のウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理」に係る経費は補助対象外となる。

【基金事業⑤生産技術の継承・普及に向けた取組】

(生事-33) 生産技術の継承・普及の取組とは何か。どのような取組が助成対象となるのか。

(答)

助成対象は以下のとおり。

①栽培管理、労務管理等の技術実証（注）

会議の開催、実証技術の調査・分析、実証に直接必要な分析機器、農業機械の導入又はリース導入、ほ場の借り上げ、果樹等の改植等

②技術継承・普及のための研修等による人材育成

座学による研修や、ほ場における実地研修、農業用ハウスの自力施工等の技能取得に必要な実地研修（OJT研修含む）等の実施と研修効果の測定
取組主体の構成員が参加する外部の研修会等の受講費

③農業機械の安全取扱技術の向上支援

大型特殊免許やけん引免許取得のための研修会開催等

（注）栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備については、整備事業で実施。

(生事-34) 研修施設の整備は対象か。

(答)

研修施設の整備については対象外。

（なお、栽培管理・労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備は可。その際は整備事業で実施。）

(生事-35) 研修対象者の年齢要件はあるのか。例えばシニア世代でも可か。

(答)

研修対象者の年齢制限は設けていないが、本対策の趣旨に鑑み、新規就農者や担い手の育成を目的とした研修とすることが必要。